

各地域別 申告受付日時

西条地域

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(金) 19日(月)	氷見	9:00~11:30 13:00~15:00	小松サービスセンター 4階大会議室 ※例年と会場が異なります
20日(火)	禎瑞、橘		
21日(水) 22日(木)	飯岡	9:00~11:30 13:00~15:00	飯岡公民館
26日(月)	氷見、禎瑞、橘		
27日(火) 28日(水)	玉津		
29日(木)	神戸、加茂、大保木		
1日(金)			
4日(月) 5日(火)	西条	8:30~11:30 13:00~15:30	市庁舎新館 4階 405会議室
6日(水)	飯岡、玉津		
7日(木) 8日(金) 11日(月)	神拝		
12日(火) 13日(水) 14日(木)	大町		
15日(金)	西条、神拝、大町		

東予地域

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(金) 19日(月)	多賀(三津屋) 多賀(北条1099番地)		
20日(火)	多賀(北条1100番地~) 国安(新市)		
21日(水)	国安(高田、桑村)		
22日(木)	国安(国安)		
26日(月)	吉岡 (安用、安用出作、新町)		
27日(火)	吉岡(上市、広岡、石延)		
28日(水)	三芳(三芳1199番地)		
29日(木)	三芳(三芳1200番地~)		
1日(金)	庄内 (巨之上、河之内、実報寺)	8:30~11:30 13:00~15:30	西部支所 3階
4日(月)	庄内(福成寺、宮之内、 大野、黒谷)		
5日(火)	楠河(楠)		
6日(水)	楠河(河原津、河原津新田)		
7日(木)	壬生川 (明理川、円海寺、喜多台)		
8日(金)	壬生川(壬生川)		
11日(月)	壬生川(大新田)		
12日(火)	周布(周布900番地~)		
13日(水)	周布(吉田)		
14日(木)	吉井(玉之江、広江)		
15日(金)	吉井(石田、今在家)		

丹原地域 (2月16日~3月4日)

日程	対象地区	受付時間	会場
16日(金)	臼坂、石経 志川、明穂		
19日(月)	来見		
20日(火)	古田、高知、鞍瀬 明河、千原、楠窪		
21日(水)	長野、徳能、徳能出作 古田新出		
22日(木)	田野上方、丹原	8:30~11:30 13:00~15:30	丹原サービスセンター 2階
26日(月)	高松		
27日(火)	関屋、湯谷口 久妙寺、南部		
28日(水)	池田		
29日(木)	田滝、田滝前、願連寺		
1日(金)	今井、寺尾		
4日(月)	北田野、川根		

小松地域 (3月6日~15日)

日程	対象地区	受付時間	会場
6日(水)	妙口原、中町、西町 北町、岡村、藍刈		
7日(木)	安井、明穂、一本松		
8日(金)	北川、大開 玉河町、石鎚 石鎚団地、宝来町		
11日(月)	西大頭、中大頭 東大頭、都谷	8:30~11:30 13:00~15:30	小松サービスセンター 4階大会議室
12日(火)	妙口上、妙口下 新屋敷、一之宮団地		
13日(水)	大郷、湯浪、新宮 藤木、駅前		
14日(木)	旧藩、御殿 川原谷、舟山		
15日(金)	東町、横町、本町 旭町、坂の下、南川		

申告受付期間中の注意

- 市内全地区日程は設けていません。できる限りお住まいの地区の日程で申告してください。
- 複数日程の地区は初日が混み合う傾向があり、全日程、長時間お待ちになる場合があります。ご自身で申告できる方は、郵送などで申告してください。
- 受付時間が昨年と変わっています。会場により時間が異なるのでご注意ください。
- 期間中は、税務担当職員が各会場に出向くため、市庁舎・西部支所の税務窓口での申告受付はできません。
※期間中に問わず、丹原・小松サービスセンターの総務管理係での申告受付はできません

問合せ ○市庁舎本館 2階 市民税課 TEL0897-52-1317 ○西部支所 総務管理課税務係 TEL0898-64-2629

市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく!

受付期間 2月16日(金)▶3月15日(金)



申告に必要な物

- 個人番号を確認できる書類および本人確認書類
マイナンバーカードまたは通知カードと免許証など
- 「令和5年分確定申告のお知らせ」はがき
※税務署から届いている方のみ
- e-Tax (国税電子申告納税システム) 利用者識別番号 (ID)・パスワード
※税務署から交付されている方のみ
- 扶養親族などとして申告する人の個人番号が分かるもの
- 収入(所得)を証明する書類
○令和5年中に支払いを受けた給与・公的年金・配当などの源泉徴収票、支払調書、生命保険契約などに基づく満期(解約)返戻金や個人年金などの支払証明書
○収支内訳書とその立証資料(帳簿、領収書など)
※営業・農業・不動産収入のある方
※収支内訳書をできる限り事前に作成してください
- 控除を証明する書類
○生命保険料・地震保険料などの控除証明書
○国民年金保険料などの支払証明書
○医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)
※必ず事前に作成してください
- 申告者名義の金融機関・口座番号が分かるもの
所得税の還付が生じた際に必要です

申告が必要な方

- 令和6年1月1日現在、西条市に住所があり、前年中に次の項目に当てはまる方
○営業・農業・不動産(地代・年貢などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方
○給与所得者で、給与以外の収入があった方、2カ所以上から給与を受けた方
○年末調整を受けたもの以外の控除(医療費控除や寄附金控除など)があった方
○生命保険契約などに基づく満期(解約)返戻金や個人年金などがあった方
○収入がなかった方

申告が不要な方

- 税務署で所得税の確定申告をする方
- 収入が年末調整をした給与のみの方
- 年金収入のみで、その金額が次に当てはまり、かつ、所得税が源泉徴収されていない方
65歳未満…98万円以下 65歳以上…148万円以下
(年齢は令和5年12月31日現在)
※年金収入のみで確定申告が不要な方も、市県民税の申告をすることで、市県民税額が下がる場合があります

税務署での確定申告が必要な方 (市役所では受け付けできない方)

- 青色申告をする方 ○土地建物や株式などの譲渡所得があった方 ○住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

申告会場(伊予西条税務署)の開設期間

- ▶日時 2月16日(金)~3月15日(金)の平日
8時30分~16時(相談開始は9時~)
- ▶整理券配布方法(会場へ入るには入場整理券が必要)
- ①会場で当日配付
※配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります

- ②オンライン(LINEアプリ)で事前発行
※友だち追加し、「トーク画面」で「相談を申し込む」を選択
問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門
TEL0897-56-3292

